

第**80**期

# 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時

## 場所

東京都中央区新川一丁目17番21号  
茅場町ファーストビル6階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任  
監査役に対する退職  
慰労金贈呈の件



(証券コード1787)  
2023年6月12日  
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目17番21号

株式会社 **ナカボーテック**

代表取締役  
社 長 木 村 浩

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第80期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nakabohtec.co.jp/ir/kabu.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして銘柄（ナカボーテック）又は証券コード（1787）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本招集通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する書面を、全ての株主様に対して送付することとしております。

また、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症等の感染状況等をご勘案のうえ、ご来場についてご検討ください。ご来場いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. **日時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. **場所** 東京都中央区新川一丁目17番21号 茅場町ファーストビル6階  
（当社は、2022年7月19日をもって、本店を東京都中央区新川二丁目5番2号から東京都中央区新川一丁目17番21号に移転いたしましたので、株主総会の開催場所を上記の通り変更いたしました。ご来場の際は、末尾の株主総会会場のご案内図をご参照いただき、お間違いの無いようご注意願います。）
3. **目的事項**  
**報告事項** 第80期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
**決議事項**
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
4. **招集にあたっての決定事項**  
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトによるその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎本総会の結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、本総会終了後、インターネット上のウェブサイト (<https://www.nakabohtec.co.jp/ir/kabu.html>) に掲載させていただきます。
  - ◎今般の新型コロナウイルス感染拡大防止を背景とした株主総会運営迅速化の指摘を踏まえ、従来実施しておりましたスライド投影による事業報告内容の説明を本株主総会では行わず、事前に上記ウェブサイトに掲載することといたしました。当該スライドは、6月21日（水）以降に同ウェブサイト（アドレス <https://nakabohtec.co.jp/ir/index.html>）でご覧いただけますので、株主の皆様におかれましては是非ご覧いただきますようお願い申し上げます。

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分について、従来より安定配当を基本としつつ、配当性向、配当利回り等を総合的に勘案して決定する方針としており、その具体的目標として、配当性向70%を目途とすることに加え、安定配当の維持と資本効率の向上を図るため、2019年3月期より5年間の平均株主資本総還元率5%の範囲内で配当と自己株式の取得を行うこととしております。

上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ、第80期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
1株当たり255円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は627,951,015円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	在任 年数	取締役会への 出席状況
1 再任	木村 浩 きむら ひろし	代表取締役社長 兼 社長執行役員	3年	13回/13回 (100%)
2 再任	藤原 博方 ふじわら ひろかた	取締役 兼 常務執行役員 兼 営業本部長 兼 事業本部長	8年	13回/13回 (100%)
3 再任	阿武 宏明 あんの ひろあき	取締役 兼 常務執行役員 兼 経理部担当 兼 総務部担当 兼 安全環境室担当	6年	13回/13回 (100%)
4 再任	南 正信 みなみ まさのぶ	取締役 兼 常務執行役員 兼 経営企画部長	4年	13回/13回 (100%)
5 新任	濱田 昌宏 はまだ まさひろ	常務執行役員 兼 事業本部副本部長		
6 再任	中川 哲央 なかがわ てつお	社外取締役 取締役	47年	13回/13回 (100%)
7 再任	落合 健司 おちあい けんじ	社外取締役 取締役	1年	10回/10回 (100%)
8 再任	柴田 幸一郎 しばた こういちろう	社外取締役 独立役員 取締役	1年	10回/10回 (100%)
9 再任	岸 利治 きし としはる	社外取締役 独立役員 取締役	1年	9回/10回 (90%)

候補者番号

再任

1

きむら ひろし  
**木村 浩**  
(1962年1月23日生)

所有する当社の株式の数	900株
取締役在任年数	3年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

### 略歴、当社における地位、担当

1984年 4月	三井金属鉱業株式会社入社	2013年 6月	三井金属鉱業株式会社機能材料事業本部企画部長
2004年 10月	同社機能材料事業本部薄膜材料事業部技術部長	2014年 6月	吉野川電線株式会社代表取締役社長(2021年6月退任)
2007年 4月	同社機能材料事業本部薄膜材料事業部企画室長	2020年 6月	当社取締役兼執行役員社長補佐
2011年 6月	日本結晶光学株式会社社長付	2021年 6月	当社代表取締役社長兼最高業務執行責任者
2012年 6月	同社営業部長	2023年 4月	当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)

### 取締役候補者とした理由

木村浩氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において薄膜材料をはじめとする電子機器向け素材分野の技術・営業ならびに企画に携わり、ものづくりに対する深い知見を有すると共に、数多くの技術や製品の育成に尽力してきました。また、同社の関係会社である吉野川電線株式会社代表取締役社長を歴任し、事業環境の変化に即応した経営の実践を通じて経営トップとしてのリーダーシップを発揮してきました。加えて、2021年6月より当社の代表取締役社長に就任し、既存事業の強化と共に洋上風力発電事業をはじめとする新規事業の育成を図り、社業を次代へつなぐ施策を展開してきました。以上において培われた同氏の経営者としての幅広い見識と経験に対して当社は、企業価値を更に向上させていくうえで必要とすべき人材であり、当社の事業基盤を今後さらに盤石なものとし着実な発展の実現に貢献し得る適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

再任

2

ふじ わら ひろ かた  
**藤原 博方**  
(1958年11月27日生)

所有する当社の株式の数	5,300株
取締役在任年数	8年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

## 略歴、当社における地位、担当

1982年 4月	当社入社	2015年 6月	当社取締役兼執行役員事業統括本部営業統括部、東京支店北海道営業所・北陸営業所、東関東支店主管兼事業統括本部営業統括部長
2007年 4月	当社北海道支店長	2017年 4月	当社取締役兼執行役員事業統括本部長兼事業統括本部営業統括部長
2009年 4月	当社事業推進部営業部長	2023年 4月	当社取締役兼常務執行役員兼営業本部長兼事業本部長 (現任)
2011年 4月	当社事業統括部営業部長		
2012年 6月	当社執行役員事業統括部営業部長		
2014年 4月	当社執行役員事業統括本部営業統括部長		

### 取締役候補者とした理由

藤原博方氏は、当社に入社以来、主に営業及び施工管理の各分野に携わり、これまでに北海道支店長、事業統括部営業部長を歴任し、2015年に取締役就任後も事業統括本部長として当社の全支店及び全営業所をとりまとめ、顧客及び施工現場の最前線に立つ全社員の総指揮をとり業績につなげています。これらの当社における同氏の豊富な業務経験と実績及び経営全般の知見に対して当社は、事業の更なる強化発展への実現を期待し得る人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

再任

3

あんの ひろあき  
**阿武 宏明**  
(1958年10月6日生)

所有する当社の株式の数	4,600株
取締役在任年数	6年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

### 略歴、当社における地位、担当

1983年 4月	当社入社	2017年 4月	当社執行役員事業統括本部東京支店長
2008年 4月	当社東京支店営業部長	2017年 6月	当社取締役兼執行役員事業統括本部東京支店主管兼事業統括本部東京支店長
2009年 4月	当社中国支店長	2019年 6月	当社取締役兼執行役員経理部、総務部、安全環境室主管
2011年 4月	当社名古屋支店長	2023年 4月	当社取締役兼常務執行役員兼経理部担当兼総務部担当兼安全環境室担当 (現任)
2012年 4月	当社執行役員名古屋支店長		
2013年 4月	当社執行役員九州支店長		
2014年 4月	当社執行役員事業統括本部九州支店長		

### 取締役候補者とした理由

阿武宏明氏は、当社に入社以来、主に営業分野に携わり、これまでに東京支店営業部長、中国支店長、名古屋支店長、九州支店長、東京支店長を経て、2017年に取締役就任後は経理、総務、安全環境の管理部門を担う各分野を所管しコンプライアンスの徹底、ガバナンスの維持に貢献しています。これらの当社における同氏の豊富な業務経験と実績及び経営全般の知見に対して当社は、事業の更なる強化発展への実現を期待し得る人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

再任

4

みなみ

南

(1962年6月21日生)

まさ のぶ

正信

所有する当社の株式の数	3,800株
取締役在任年数	4年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

## 略歴、当社における地位、担当

1987年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役兼執行役員事業統括本部名古屋支店主管兼名古屋支店長
2011年 4月	当社事業統括部技術部長	2021年 4月	当社取締役兼執行役員事業統括本部副本部長兼事業企画室長
2013年 6月	当社執行役員事業統括部技術部長	2022年 4月	当社取締役兼執行役員経営企画部主管兼経営企画部長
2014年 4月	当社執行役員事業統括本部技術統括部長	2023年 4月	当社取締役兼常務執行役員兼経営企画部長 (現任)
2016年 4月	当社執行役員事業開発本部事業開発部長兼経営企画室長兼情報システム室長		
2017年 6月	当社執行役員事業統括本部名古屋支店長		

## 取締役候補者とした理由

南正信氏は、当社に入社以来、主に技術開発、施工管理、営業の各分野に携わり、これまでに事業統括本部技術統括部長、事業開発本部事業開発部長兼経営企画室長兼情報システム室長等を経て、2019年に取締役に就任後は名古屋支店長をはじめ事業統括本部副本部長兼事業企画室長として顧客及び施工現場の最前線に立つ営業及び施工管理を担う全社員の指揮をとり業績につなげています。これらの当社における同氏の豊富な業務経験と実績及び経営全般の知見に対して当社は、事業の更なる強化発展への実現を期待し得る人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

新任

5

はま だ まさ ひろ  
**濱田 昌宏**  
(1966年2月3日生)

所有する当社の株式の数	200株
取締役在任年数	—
取締役会への出席状況	—

#### 略歴、当社における地位、担当

1988年 4月	当社入社	2021年 4月	当社執行役員名古屋支店長
2012年 4月	当社東北支店長	2023年 4月	当社常務執行役員兼事業本部副本部長 (現任)
2018年 6月	当社執行役員東北支店長		

#### 取締役候補者とした理由

濱田昌宏氏は、当社に入社以来、事業の中核である技術、営業の両部門に携わり、これまで東北支店長、名古屋支店長等を歴任し、当社収益に大きく貢献をしてきました。電気防食技術に対する豊富な知識を有する一方、顧客に対する高い提案力も併せ持つことから、技術と営業を横断的に見通す力をはじめ、本部・支店等を統率するマネジメントの力量も十分に備えた人材であると判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号

再任

社外取締役

6

なか がわ てつ お  
**中川 哲央**  
(1948年4月10日生)

所有する当社の株式の数	64,350株
取締役在任年数	47年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

## 略歴、当社における地位、担当

1971年 4月	三井物産株式会社入社	2007年 9月	同社団法人入職
1976年 4月	当社取締役（現任）	2009年 3月	同社団法人退職
2000年 4月	三井物産株式会社地球環境室次長		
2006年 6月	社団法人日本能率協会出向地球温暖化 対策支援室検証審査部長		

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中川哲央氏は、総合商社及び経営革新の推進機関における勤務経験に基づき企業活動及び経営に関する幅広い見識を有しています。同氏は当社創業家出身であり、47年の長きにわたり当社の社外取締役を務め、この間、業務執行に関する適切な助言や指導を行っていただいております。また、当社の指名・報酬委員会の委員として役員指名等の議論において、当社経営の透明性を高めるために重要な役割を果たしていただいております。以上のことから、持続的な企業価値向上に取り組む当社において重要事項の決定と業務執行を監督するうえで適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

再任

社外取締役

7

おち あい けん じ  
**落合 健司**  
(1968年8月11日生)

所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数	1年
取締役会への出席状況	10回/10回 (100%)

### 略歴、当社における地位、担当

1992年 4月	三井金属鉱業株式会社入社	2022年 4月	同社執行役員経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長 (現任)
2017年 4月	同社機能材料事業本部管理部長	2022年 6月	当社取締役 (現任)
2020年 6月	同社経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長		

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

落合健司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において主に財務、経理及びIRの経験を通じて、経営管理及びコーポレート・ガバナンスに対する深い知見を有すると共に、企業経営におけるあらゆるステークホルダーに対する広報戦略の在り方に関しても幅広い見識を有しています。これらに基づき、社外取締役として持続的な企業価値向上に取り組む当社の執行を監督する適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

再任

社外取締役

独立役員

8

しば た こう いち ろう  
**柴田幸一郎**  
(1961年4月17日生)

所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数	1年
取締役会への出席状況	10回/10回 (100%)

## 略歴、当社における地位、担当

1993年 4月	弁護士登録 (第二東京弁護士会)	2022年 6月	当社取締役 (現任)
1998年 2月	弁護士柴田幸一郎法律事務所開設		
2017年 10月	森六ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)		

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柴田幸一郎氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、コーポレート・ガバナンス及び企業法務に関する高い見識を有しています。また、他社において社外取締役として経営に携わり、企業経営にも通じていることから、これまでに独立社外取締役として当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指摘及びご助言をいただいております。加えて、当社の指名・報酬委員会の委員長として役員候補者選定の議論において、当社経営の透明性を高めるために重要な役割を果たしていただいております。上記の理由により、同氏を独立社外取締役としての職務を適切に遂行する人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。

候補者番号

再任

社外取締役

独立役員

9

岸 利治  
とし はる  
(1967年5月26日生)

所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数	1年
取締役会への出席状況	9回/10回 (90%)

## 略歴、当社における地位、担当

- 2007年 4月 東京大学生産技術研究所准教授  
2009年 8月 東京大学生産技術研究所教授（現任）  
2022年 6月 当社取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岸利治氏は、東京大学生産技術研究所においてコンクリート工学を専門とする教授として、高い専門性と豊富な知識に基づく技術領域における高い見識を有しています。これまでに独立社外取締役として当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指摘及びご助言ををいただいております。また、当社の指名・報酬委員会の委員として役員指名等の議論において、当社経営の透明性を高めるために重要な役割を果たしていただいております。上記の理由により、同氏を独立社外取締役としての職務を適切に遂行する人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役小畑明彦氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、監査役高原一紀氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、星川次夫氏は、高原一紀氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時期までとなります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号

新任

1

ほし かわ つぐ お  
**星川 次夫**  
(1964年3月9日生)

所有する当社の株式の数	0株
監査役在任年数	—
取締役会への出席状況	—
監査役会への出席状況	—

### 略歴、当社における地位

1988年 4月	三井金属鉱業株式会社入社	2020年 3月	同社取締役兼常務執行役員兼技術開発本部荊崎テクニカルセンター長兼技術開発本部長兼MPW本部副本部長
2009年 3月	MITSUI COMPONENTS EUROPE,LTD 社長	2021年 4月	同社取締役兼常務執行役員兼MPW本部長兼MPW本部テクニカルセンター長
2011年10月	三井金属アクト株式会社技術本部開発部長	2021年 6月	三井金属鉱業株式会社関連事業統括部副事業統括部長
2013年 4月	GECOM Corp.社長兼三井金属アクト株式会社生産本部欧米ビジネスユニット長	2021年 6月	当社取締役 (2022年6月退任)
2015年 4月	三井金属アクト株式会社常務執行役員兼欧米ビジネスユニット長	2022年 4月	三井金属鉱業株式会社モビリティ事業本部技術部長
2017年 4月	同社常務執行役員兼欧米ビジネスユニット長兼技術開発本部長	2023年 4月	同社経営企画本部経営企画部部长付 (現任)
2018年 4月	同社取締役兼常務執行役員兼技術開発本部長兼技術開発本部荊崎テクニカルセンター長		

### 監査役候補者とした理由

星川次夫氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において主に自動車部品の製造・開発を通じて高効率、高品質のものづくりに対する深い知見を有すると共に、欧米等の海外における生産拠点の経営にも携わり、グローバルに事業を展開する企業経営に対しても豊富な経験に基づく高度な見識を有しています。以上のことから、当社経営の監査において十分な役割を果たすことができる適切な人材と判断してし、監査役候補者といたしました。

候補者番号

再任

社外監査役

独立役員

2

お ば た      あ き   ひ こ  
**小畑      明彦**  
(1961年4月28日生)

所有する当社の株式の数	1,500株
監査役在任年数	12年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)
監査役会への出席状況	8回/8回 (100%)

### 略歴、当社における地位

1993年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)  
1993年 4月 麹町パートナーズ法律事務所所属

2009年 8月 当社顧問弁護士  
2011年 6月 当社監査役 (現任)

### 社外監査役候補者とした理由

小畑明彦氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、コーポレート・ガバナンス及び企業法務に関する高い見識を有しています。これまでに法務・経営の両面において、独立社外監査役として客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただいております。また、当社の指名・報酬委員会の委員として役員報酬等の議論においても中立的な立場から有益なご意見やご指導をいただいております。上記の理由により、引き続き同氏を当社経営の監査において十分な役割を果たすことができる適切な人材であると判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

## ご参考

第2号議案、第3号議案が承認可決された後の取締役及び監査役に期待する知識・経験・能力（スキルマトリックス）

氏名	地位	各役員に特に期待する分野						
		企業経営	事業戦略	財務会計	研究開発 技術 製造	マーケティング 営業	安全・環境 品質	法務 ガバナンス
きむら 木村 ひろし 浩	代表取締役社長	●	●					●
ふじわら 藤原 ひろかた 博方	取締役	●			●	●		
あんの 阿武 ひろあき 宏明	取締役			●			●	●
みなみ 南 まさのぶ 正信	取締役		●		●	●		
はまだ 濱田 まさひろ 昌宏	取締役				●	●		
なかがわ 中川 てつお 哲央	社外取締役	●					●	●
おちあい 落合 けんじ 健司	社外取締役	●		●				●
しばたこういちろう 柴田幸一郎	社外取締役【独立】	●						●
きし 岸 としはる 利治	社外取締役【独立】				●			
ほしかわ 星川 つぐお 次夫	常勤監査役	●					●	●
くつない 沓内 あきら 哲	社外監査役	●		●				●
やました 山下 まさし 雅司	社外監査役	●		●				●
おぼた 小畑 あさひこ 明彦	社外監査役【独立】						●	●

本マトリックスは、各人の有する全ての経験・知見を表すものではなく、各人の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を最大3つずつ記載しています。

以 上

#### 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役仲谷伸人、取締役真殿宏及び監査役高原一紀の3氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社において予め取締役会で定められた取締役会の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告30ページから31ページに記載の通りであります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略	歴
<small>なかたに のぶひと</small> 仲谷 伸人	2012年6月 当社取締役	現在に至る
<small>まどの ひろし</small> 真殿 宏	2015年6月 当社取締役	現在に至る
<small>たかはら かずのり</small> 高原 一紀	2021年6月 当社常勤監査役	現在に至る

以上

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におきましては、老朽化する社会インフラへの維持管理、長寿命化への取り組みが続いており、期初から港湾事業を中心に大型案件の出件が相次いだほか、地中事業が周期的な需要の低迷から上向きしました。このような状況のもと、当社は、調査業務や提案営業に注力しつつ、新技術・新工法の開発、展開に積極的に取り組んでまいりました。

結果、受注高は前事業年度に比べ1,344百万円増の14,550百万円となり、売上高は前事業年度に比べ1,248百万円増の14,158百万円となりました。受注残高は前事業年度末に比べ391百万円増の3,410百万円となりました。

損益面では、主要原材料及びエネルギーコストの高騰影響、本社移転に伴う一過性の経費支出があったものの、前事業年度を上回る売上高に支えられ、経常利益は前事業年度に比べ177百万円増の1,273百万円となり、当期純利益は同135百万円増の899百万円となりました。

各事業別の概況は以下のとおりであります。

港湾事業は、受注高は前事業年度に比べ336百万円増の8,967百万円となり、売上高は同21百万円減の8,693百万円となりました。

地中事業は、受注高は前事業年度に比べ516百万円増の2,700百万円となり、売上高は同832百万円増の2,712百万円となりました。

陸上事業は、受注高は前事業年度に比べ177百万円増の949百万円となり、売上高は同93百万円増の839百万円となりました。

R Cその他の事業は、受注高は前事業年度に比べ314百万円増の1,933百万円となり、売上高は同344百万円増の1,912百万円となりました。

なお当社は、安定配当を基本としつつ、配当性向、配当利回りを総合的に勘案して決定する従来の利益配分方針に加え、2019年5月9日開催の取締役会において、その具体的目標として、配当性向70%を目標とし、安定配当の維持と資本効率の向上を図るため、2019年3月期より5年間の平均株主資本総還元率5%の範囲内で配当と自己株式の取得を行う方針を決定し、東京証券取引所に開示しております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ、1株当たり255円とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

事業別売上高は、次表のとおりであります。

事業区分	販売区分	第 79 期		第 80 期 (当事業年度)		対前期増減率 (%)
		売上高 (百万円)	構成率 (%)	売上高 (百万円)	構成率 (%)	
港湾事業	完成工事高	6,644	51.5	6,290	44.4	△5.3
	製品等売上高	2,071	16.0	2,403	17.0	16.0
	計	8,715	67.5	8,693	61.4	△0.3
地中事業	完成工事高	1,792	13.9	2,585	18.3	44.2
	製品等売上高	87	0.7	126	0.9	45.3
	計	1,879	14.6	2,712	19.2	44.3
陸上事業	完成工事高	248	1.9	354	2.5	42.2
	製品等売上高	497	3.9	485	3.4	△2.4
	計	746	5.8	839	5.9	12.5
RC その他の 事業	完成工事高	1,479	11.5	1,664	11.8	12.5
	製品等売上高	88	0.7	248	1.8	180.9
	計	1,567	12.1	1,912	13.5	22.0
全社 合計	完成工事高	10,165	78.7	10,894	76.9	7.2
	製品等売上高	2,744	21.3	3,263	23.1	18.9
	計	12,909	100.0	14,158	100.0	9.7

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当期の所要資金は自己資金より充当し、外部からの調達は行っておりません。

### ② 設備投資

当事業年度の設備投資額は215百万円で、その主な内容は、事務用品及びOA機器等です。

## (3) 財産及び損益の状況

当事業年度及び過去3年間の業績の推移は次表のとおりであります。

区 分	第 77 期	第 78 期	第 79 期	第 80 期 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	11,467	13,026	13,205	14,550
売 上 高 (百万円)	11,019	13,013	12,909	14,158
経 常 利 益 (百万円)	664	1,309	1,095	1,273
当 期 純 利 益 (百万円)	466	901	763	899
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	185円59銭	365円80銭	312円19銭	365円00銭
総 資 産 (百万円)	10,576	11,251	10,860	11,419
純 資 産 (百万円)	7,122	7,453	7,641	8,008
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,863円07銭	3,079円18銭	3,101円54銭	3,252円30銭

(注) 受注高等の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 対処すべき課題

事業を取り巻く社会・経済の環境変化が大きくなり、益々先行きが不透明な時代となる中、日常の経営・事業活動の基軸となるパーパス、そして、経営計画をステークホルダーの皆さんと共有することが重要と考え、2023年5月、当社の「パーパス」と中期経営計画「23中計」を策定し、公表いたしました。

当社の基軸となる存在意義を明確にするために策定した「パーパス」及び「パーパス」を一言で表現する「スローガン」は以下の通りであります。

パーパス ひたむきに防食技術を追求し、社会基盤の価値をまもり続けることにより、安全安心な日常を次代につなげます

スローガン いまある“価値”を次代へ！

「23中計」においては、2023年度から2025年度までの3年間で事業基盤整備の期間と位置付け、対処すべき課題への対応として以下に注力することを骨子としております。

- ① 当社の主力である港湾事業を中心とした既存事業で堅実な業績を確保する。
- ② 「23中計」期間後に新規事業が収益貢献するための基盤を形成する。
- ③ 業務効率化を推進して建設業の2024年問題に対応し体質を強化する。
- ④ ESGの取り組みを開始し、内部ステークホルダーのエンゲージメント向上と気候変動リスク対応に取り組む。

「23中計」期間中の事業環境は、港湾・港湾RC分野の成長が期待できる一方、地中・陸上分野は概ね現状水準で推移し、全体としては緩やかに成長するものと予測しております。

新規事業については、特に洋上風力発電分野と橋梁RC分野に注力し、「23中計」期間後に収益貢献するよう、尽力してまいります。

〔23中計〕期間中の経営目標は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
売上高	13,300	13,900	14,500
経常利益	910	1,031	1,292

次年度（第81期）につきましては、港湾事業を中心に大型案件の出件が相次いだ当年度の反動から需要はやや落ち着くと予想しており、売上高13,300百万円、経常利益910百万円、当期純利益630百万円を見込んでおります。

#### (5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は電気防食工事、被覆防食工事、塗装防食工事及び腐食環境調査等総合的な防食に関する事業を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

なお、当社は建設業法に則り特定建設業〔(特-27) 第4101号〕許可のもとに、事業を行っております。

## (6) 主要な事業所及び使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都中央区	営業所	
支店		北海道営業所	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市	北陸営業所	新潟県新潟市
東関東支店	千葉県市原市	福島営業所	東北支店内
東京支店	東京都中央区	四国営業所	香川県高松市
名古屋支店	愛知県名古屋市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市
大阪支店	大阪府大阪市	沖縄営業所	沖縄県那覇市
中国支店	広島県広島市	工場・調達	
九州支店	福岡県福岡市	製造・調達部	埼玉県上尾市
		研究所	
		技術開発センター	埼玉県上尾市

### ② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
268名	0名	42.11歳	16.19年

(注) 使用人数には再雇用者(エルダー社員)、契約社員等は含めておりません。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、三井金属鉱業株式会社は、当社の株式を781千株(自己株式139,947株を控除した持株比率31.71%)保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

## (8) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 9,510,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 2,602,500株 |
| (3) 株主数         | 933名       |
| (4) 大株主 (上位10名) |            |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
三井金属鉱業株式会社	781,000	31.71
ナカボーテック取引先持株会	212,900	8.64
株式会社 麻生	153,700	6.24
ナカボーテック社員持株会	142,395	5.78
日本生命保険相互会社	67,500	2.74
中川 哲 央	64,350	2.61
株式会社三井住友銀行	50,000	2.03
合同会社ワイズ	50,000	2.03
三井住友信託銀行株式会社	50,000	2.03
川 部 英 子	25,600	1.03

(注) 持株比率は自己株式 (139,947株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の様況

#### (1) 取締役及び監査役の様況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	木 村 浩	最高業務執行責任者
代表取締役副社長	仲 谷 伸 人	執行役員事業開発本部長兼品質保証室主管
取 締 役	真 殿 宏	執行役員内部監査室主管兼事業統括本部副本部長兼製造調達統括部長
取 締 役	藤 原 博 方	執行役員事業統括本部長兼事業統括本部営業統括部長
取 締 役	阿 武 宏 明	執行役員経理部、総務部、安全環境室主管
取 締 役	南 正 信	執行役員経営企画部主管兼経営企画部長
取 締 役	中 川 哲 央	
取 締 役	落 合 健 司	三井金属鉱業株式会社執行役員経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長
取 締 役	柴 田 幸 一 郎	弁護士、森六ホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	岸 利 治	東京大学生産技術研究所教授
常 勤 監 査 役	高 原 一 紀	
監 査 役	沓 内 哲	三井金属鉱業株式会社常勤監査役
監 査 役	山 下 雅 司	三井金属鉱業株式会社常務執行役員経営企画本部副本部長
監 査 役	小 畑 明 彦	弁護士

- (注) 1. 取締役中川哲央氏、落合健司氏、柴田幸一郎氏及び岸利治氏は、社外取締役であります。  
 なお、当社は、取締役柴田幸一郎氏及び岸利治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出ております。
2. 監査役沓内哲氏、山下雅司氏及び小畑明彦氏は、社外監査役であります。  
 なお、当社は、監査役小畑明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出ております。
3. 監査役山下雅司氏は、三井金属鉱業株式会社の経理業務等を長年にわたり担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 代表取締役社長木村浩氏は、事業年度末日後の4月1日付で、社長執行役員に就任しております。
5. 代表取締役副社長仲谷伸人氏は、事業年度末日後の4月20日付で、副社長執行役員技術本部長兼品質保証室担当に就任しております。
6. 取締役真殿宏氏は、事業年度末日後の4月20日付で、常務執行役員内部監査室担当兼事業本部副本部

長兼製造調達統括部長に就任しております。

7. 取締役藤原博方氏は、事業年度末日後の4月1日付で、常務執行役員兼営業本部長兼事業本部長に就任しております。
8. 取締役阿武宏明氏は、事業年度末日後の4月20日付で、常務執行役員兼経理部担当兼総務部担当兼安全環境室担当に就任しております。
9. 取締役南正信氏は、事業年度末日後の4月20日付で、常務執行役員兼経営企画部長に就任しております。
10. 取締役星川次夫氏は、2022年6月29日開催の第79期定時株主総会終結の時を以て辞任いたしました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基礎報酬	業績報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	165,886 (12,705)	99,820 (12,600)	51,261 (-)	14,805 (105)	11 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	28,720 (10,890)	26,630 (10,800)	- (-)	2,090 (90)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	194,606 (23,595)	126,450 (23,400)	51,261 (-)	16,895 (195)	15 (8)

- (注) 1. 上記人員には、2022年6月29日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。(当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。)
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。(当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。)
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・ 2022年度役員退職慰労引当金
 

取締役	11名分	14,805千円 (うち社外取締役 5名に対し105千円)
監査役	4名分	2,090千円 (うち社外監査役 3名に対し 90千円)
- なお、上記支給額には、当事業年度中に役員退職慰労金として費用処理した7千円を含んでおります。
5. 当社は役員賞与を廃止しており、支給額には役員賞与は含まれておりません。
- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
2022年6月29日開催の第79期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した社外取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- ・ 社外取締役1名に対し30千円

#### 八. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの決定が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役報酬規程において、基礎報酬、業績報酬、退職慰労金が当社の取締役報酬として定められており同規程及び取締役退職慰労金規程に基づき報酬制度を運用しています。取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

##### ・基礎報酬（固定報酬）に関する方針

基礎報酬については、会社業績、社員最高年収、世間水準などを総合的に勘案したうえで、社長の基礎報酬年額（7月～翌年6月の基礎報酬額）を設定します。社長を除く各役位の取締役の基礎報酬年額は、社長の同年額を基準に職責に応じた役位毎の比率を目安に算出します。上記世間水準は、政府統計などの外部の調査データ等を活用し把握します。

加えて、退任時に支給する退職慰労金は、取締役退職慰労金規程に基づき取締役会及び株主総会の決議を経て支給します。

##### ・業績報酬（業績連動報酬）に関する方針

取締役報酬規程に定める業績報酬の算定にあたっては、経営上重要とみなす指標において期初設定予算の達成度合を基に、前年度の当該報酬の支給実績をも勘案したうえで総合的に判断し決定します。上記指標は、各事業年度の安定的な収益計上及び株主還元を重視して、前年度の経常利益・配当額を重要指標の主なものとみなし採用しています〔※2022年度業績報酬は、2021年度の経常利益（1,095百万円）・同年度の配当額（1株当たり220円）を主な指標として採用〕。

なお、経営の執行を公平な立場で判断する社外取締役については、基礎報酬のみを支給し、業績報酬の支給対象としません。

##### ・非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬については取締役報酬規程に定めはなく、現在は導入していません。今後、社外取締役を除く各取締役に対し当該報酬を導入しようとする場合は、同規程の改定をはじめ取締役会決議、株主総会への付議などの手続きを取り進めます。

・報酬等の割合に関する方針

取締役の各報酬の支給割合は、基礎報酬、業績報酬、退職慰労金の過去10年間（2013年度～2022年度）の支給実績に基づき概ね以下のとおりです。但し、各報酬はそれぞれの方針に基づき決定されるため、以下の支給割合は変動します。

基礎報酬 (固定報酬)	業績報酬 (業績連動報酬)	退職慰労金
70%～55%	35%～20%	15%～10%

退職慰労金は任期1年分を基礎報酬・業績報酬と合算した際の割合。

・報酬等の付与時期や条件に関する方針

基礎報酬額及び業績報酬額の改定については、取締役報酬規程に基づき前年度の業績が確定した毎年7月に実施します。役位の変更があった場合には、新役位就任の月の翌月から基礎報酬額を改定します。

基礎報酬及び業績報酬は、取締役の在籍期間中に月額均等払いで支給します。

・報酬等の委任に関する事項

取締役報酬規程に基づき、基礎報酬額及び業績報酬額は株主総会の決議を得た限度額以内において、取締役会から委任を受けた報酬委員会が決定しこれを取締役に報告します。報酬委員会に委任した理由は、ガバナンス強化の観点から、社外取締役を含む取締役を構成員として、かつ、アドバイザーとして社外監査役が参加することで役員報酬決定に至る一層の透明性、妥当性が確保できるものと判断したためです。

報酬委員会の構成員（2022年5月時点）

- ・議長                   ：【代表取締役社長】 木村浩
- ・委員                   ：【社外取締役】 中川哲央、星川次夫  
                              ：【総務部主管取締役】 阿武宏明
- ・アドバイザー       ：【社外監査役】 沓内哲、山下雅司、小畑明彦

※上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役報酬規程では、取締役会の決議により基礎報酬減額の措置をとることができません。

・指名・報酬委員会の設置について

当社は、2022年6月の取締役会において、これまでの報酬委員会を廃止し、新たに指名・報酬委員会規程を制定すると共に、同委員会を設置し東京証券取引所への開示をおこないました。

(設置目的)

取締役の選解任等及び報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任の強化

(運用)

取締役報酬規程に基づき、基礎報酬額及び業績報酬額は株主総会の決議を得た限度額以内において、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が決定しこれを取締役に報告します。

指名・報酬委員会は、取締役会で選任された7名の委員で構成され、内、独立社外取締役1名を委員長とし、その他の委員構成は、代表取締役及び社内取締役各1名、社外取締役2名（うち独立社外取締役1名）、社外監査役2名（うち独立社外監査役1名）であります。

当委員会では、特別な利害関係を有しない委員の過半数をもって決定しています。

指名・報酬委員会の構成員（2023年5月時点）

- ・委員長：【社外取締役】柴田幸一郎
- ・委員：【社外取締役】中川哲央、岸利治
- ：【社外監査役】小畑明彦、山下雅司
- ：【代表取締役社長】木村浩
- ：【取締役】阿武宏明

※上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会規程では、取締役会の決議により基礎報酬減額の措置をとることができません。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役落合健司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社執行役員経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長を兼務しております。
  - ・監査役沓内哲氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の常勤監査役を兼務しております。
  - ・監査役山下雅司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の常務執行役員経営企画本部副本部長を兼務しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況
  - ・取締役中川哲央氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全回に出席し、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言をいただきました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会に出席し、執行役員制度の改定、新任役付執行役員の選任、取締役報酬の審議等では適宜有用な発言をいただきました。
  - ・取締役落合健司氏は、2022年6月29日就任以降開催された取締役会10回全回に出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い知識と経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言をいただきました。
  - ・取締役柴田幸一郎氏は、2022年6月29日就任以降開催された取締役会10回全回に出席し、弁護士及び他社（森六ホールディングス株式会社）社外役員としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言をいただきました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会の委員長に就任し、執行役員制度の改定、新任役付執行役員の選任、取締役報酬の審議等では適宜有用な発言をいただきました。
  - ・取締役岸利治氏は、2022年6月29日就任以降開催された取締役会10回中9回出席し、コンクリート工学の専門家（東京大学生産技術研究所教授）としての高い専門性と豊富な知識に基づき、独立社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言をいただきました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会に出席し、執行役員制度の改定、新任役付執行役員の選任、取締役報酬の審議等では適宜有用な発言をいただきました。
  - ・監査役沓内哲氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中12回出席、また、監査役会8回全回に出席し、関係会社の監査役としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言をいただきました。
  - ・監査役山下雅司氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中12回出席、また、監査役会8回中7回出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い知識と経験に基づき、社

外監査役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言をいただきました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会に出席し、執行役員制度の改定、新任役付執行役員の選任、取締役報酬の審議等では適宜有用な発言をいただきました。

- ・ 監査役小畑明彦氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全回、また、監査役会8回全回に出席し、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、独立社外監査役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言をいただきました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会に出席し、執行役員制度の改定、新任役付執行役員の選任、取締役報酬の審議等では適宜有用な発言をいただきました。

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役及び社外監査役に対して、事前に資料配布等を実施し、コメント等をできるようにしております。  
また、同様に当社では、監査役会に出席できない社外監査役に対して、事前に資料配布等を実施し、コメント等をできるようにしております。

## 4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) 現在の業務停止処分に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項  
該当事項はありません。
- (5) 責任限定契約に関する事項  
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人に対する報酬等の額
- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 21,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |
- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査実績との整合性及び職務遂行状況、並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- (7) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容  
該当事項はありません。
- (8) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。  
また、監査役会は、当社の都合により、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する

る議案の内容を決定いたします。

なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長が「社是」、「経営理念」、「パーパス」及び「行動基準」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ② 取締役会規程等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制としております。
- ③ 内部監査室の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査室の3者による監査体制の確立を図ることとしております。
- ④ 外部専門家に直接連絡可能な改正公益通報者保護法に基づく内部通報に関する規程により、法令違反、「行動基準」違反の未然防止及び早期発見を的確に行う仕組みを構築し運用しています。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できることとしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクカテゴリー毎の責任部署及び各種委員会並びに新たに生じたリスク、その他の対応機関としてのリスクマネジメント委員会を設置し、それぞれが規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うとともに各種リスクに対応し、経営方針会議が総括的に管理しております。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 月1回以上の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 開催にあたり、各取締役に事前に取締役会資料を配布し、必要に応じ議案の説明をしております。
- ③ 取締役会が定める中期経営計画、年度経営方針及びそれに基づく数値目標、並びにその他の重要事項については、経営方針会議と執行役員制度を導入し、迅速な業務執行とその実現を目指しております。
- ④ 取締役は取締役会での決定事項を執行役員へ伝え、執行役員は当該事項を各部門へ浸透させ、各部門は目標に向けて、具体的な行動計画及び予算の策定並びに月次・四半期業績管理を実施しております。取締役会、経営方針会議では状況を定期的にレビューしております。

#### **(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保することとしております。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。また、当該使用人の人選については、取締役からの独立性に配慮しつつ、監査役の意見を参考として決定し、当該使用人の異動、人事評価等については、常勤監査役と事前に相談を行います。当該使用人が監査役の職務を補助するにあたっては、取締役から独立して監査役を補佐し、監査役会等において監査役からの指示を受けるとともに、指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行います。

#### **(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、法令及び社内規則に従い監査役に報告すべき事項が生じたときは監査役に報告しております。当該報告を有効かつ容易にするため、常勤監査役に関しては、取締役会に加え、経営方針会議等業務執行関連の重要会議に出席する機会を確保しております。

**(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

改正公益通報者保護法に基づく内部通報に関する規程において通報者が不利益な取り扱いを受けることがない旨を定めており、これを準用し、使用人の監査役への情報提供につきましても、これを理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

**(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認めております。

**(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、内部監査室との連携を確保し、社長又は会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

**(1) 取締役職務の適正性及び職務の執行が効率的に行われることに対する取り組み**

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、取締役会に上程する審議事項に関する資料は、出席者が十分な準備を行えるように事前配布とし、必要に応じて議案の事前説明を行っております。取締役会では取締役及び監査役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っております。

社外役員は、独立した立場にて専門的見地から意見を表明し、取締役の業務執行に関し提言を行っております。

経営方針会議と執行役員制度を導入し、取締役会が定める中期経営計画、年度経営方針及びそれに基づく数値目標並びにその他重要事項について、迅速な業務執行とその実現に取り組んでおります。当事業年度において経営方針会議を23回開催いたしました。

## (2) コンプライアンスに対する取り組み

従業員を対象に当社社員としての行動基準の周知を通じて、法令及び社内規則の遵守並びに社会良識に基づき行動することを徹底し、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでおります。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、外部の弁護士も通報窓口として選択可能な改正公益通報者保護法に基づく内部通報に関する規程を制定し、社内へ周知しております。

## (3) リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用をし、当事業年度において、12回開催いたしました。同委員会では、各種リスクの把握やその対応について協議をし、その状況を経営方針会議に報告しております。またそのほかのリスク管理体制として、安全衛生委員会を当事業年度において12回開催、品質管理委員会を当事業年度において12回開催いたしております。

## (4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度において8回開催いたしました。監査役会では、各監査役が監査に関する重要な事項について報告をし、協議・決議を行っております。

監査役は、取締役会ほか、経営方針会議などの重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認しております。

また、監査役は、取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会の設定、内部監査室との連携及び社長、会計監査人との間で定期的な意見交換を実施し、監査の実効性を図っております。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
<b>流動資産</b>	<b>9,510,699</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,326,113</b>
現金預金	1,451,964	工事未払金	634,410
受取手形	602,465	買掛金	148,165
電子記録債権	537,579	未払掛金	49,461
完成工事未入金	3,356,648	未払費用	94,214
売掛金及び契約資産	690,326	未払法人税等	419,797
商品及び製品	407,987	未払消費税	146,557
未成工事支出金	278,413	契約負債	187,720
材料貯蔵品	101,654	完成工事補償引当金	15,774
関係会社預け金	1,966,375	工事損失引当金	50,940
前払費用	109,117	工賃引当金	552,000
その他	8,166	その他	27,070
<b>固定資産</b>	<b>1,908,457</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,084,090</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>749,236</b>	退職給付引当金	954,304
建物・構築物	327,397	役員退職慰労引当金	92,740
機械・運搬具	35,716	資産除去債務	37,046
工具器具・備品	134,437	<b>負債合計</b>	<b>3,410,203</b>
土地	251,012	<b>純資産の部</b>	
その他	672	<b>株主資本</b>	<b>7,890,518</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>23,033</b>	資本剰余金	866,350
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,136,188</b>	資本準備金	870,126
投資有価証券	313,095	資本剰余金	753,385
破産更生債権等	11,865	その他資本剰余金	116,741
長期前払費用	119,919	<b>利益剰余金</b>	<b>6,643,341</b>
繰延税金資産	541,242	利益準備金	197,611
長期差入保証金	161,130	その他利益剰余金	6,445,730
その他	800	固定資産圧縮積立金	28,600
貸倒引当金	△11,865	別途積立金	600,000
<b>資産合計</b>	<b>11,419,156</b>	繰越利益剰余金	5,817,130
		<b>自己株式</b>	<b>△489,298</b>
		評価・換算差額等	118,434
		その他有価証券評価差額金	118,434
		<b>純資産合計</b>	<b>8,008,953</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,419,156</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日)

科 目	内 訳	金 額
	千円	千円
売上高		
完成工事高	10,894,700	
製品等売上高	3,263,651	14,158,351
売上原価		
完成工事原価	8,773,104	
製品等売上原価	1,969,373	10,742,478
売上総利益		
完成工事総利益	2,121,595	
製品等売上総利益	1,294,277	3,415,873
販売費及び一般管理費		<b>2,169,057</b>
営業利益		<b>1,246,816</b>
営業外収益		
受取利息配当金	15,660	
その他の	17,516	33,176
営業外費用		
その他の		6,778
経常利益		<b>1,273,214</b>
特別利益		
退職給付信託設定益		12,976
特別損失		
固定資産売却損	2,701	
固定資産除却損	79	2,781
税引前当期純利益		<b>1,283,408</b>
法人税、住民税及び事業税		390,795
法人税等調整額		△6,633
当期純利益		<b>899,246</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 計	益 金 計
							固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 線 越 剰 余 金	剰 余 金 計
当 期 首 残 高	866,350	753,385	116,741	870,126	197,611		28,600	600,000	5,459,939	6,286,150
期 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△542,055	△542,055
当 期 純 利 益									899,246	899,246
自 己 株 式 の 取 得										
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 期 中 の 変 動 額 (純 額)										
期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	357,190	357,190
当 期 末 残 高	866,350	753,385	116,741	870,126	197,611		28,600	600,000	5,817,130	6,643,341

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△489,062	7,533,564	108,292	108,292	7,641,856
期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△542,055			△542,055
当 期 純 利 益		899,246			899,246
自 己 株 式 の 取 得	△236	△236			△236
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 期 中 の 変 動 額 (純 額)			10,141	10,141	10,141
期 中 の 変 動 額 合 計	△236	356,954	10,141	10,141	367,096
当 期 末 残 高	△489,298	7,890,518	118,434	118,434	8,008,953

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券 : その他有価証券  
市場価格のない株式等 時価法  
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- デリバティブ : 時価法
- 棚卸資産 : 未成工事支出金 個別法による原価法  
: 商品・製品・材料貯蔵品 月次総平均法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 : 定率法によっております。  
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 無形固定資産 : 定額法によっております。  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 長期前払費用 : 支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

## 3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 : 完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、当期完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- 工事損失引当金 : 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- 賞与引当金 : 従業員の賞与支払いに備えるため、翌期支給見込額の当期負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく必要設定額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

##### (1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には、主に港湾施設、地中埋設施設及び陸上施設等の防食工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については原価回収基準を適用しております。期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足後、別途定める支払条件により通常一年以内に支払を受けておりますが、一部の契約においては、取引価格の一部前受や工事出来高に応じた支払を受けております。これらの履行義務に対する対価は、重大な金融要素は含んでおりません。

##### (2) 製品等出荷に係る収益

製品等出荷に係る収益には、防食関連材料や装置の製造・販売が含まれ、当該履行義務は、主として顧客へ製品等を引き渡した時点で製品等に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しておりますが、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。なお、複数の製品等の納入を伴う契約については製品等ごとに履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、契約数量全数の出荷後、別途定める支払条件により通常一年以内に支払を受けておりますが、一部の契約においては、取引価格の一部の前受や契約数量の一部出荷に応じた支払を受けております。これらの履行義務に対する対価は、重大な金融要素は含んでおりません。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 重要なヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替相場の変動等により損失の可能性がある外貨建売上及び仕入の予定取引について、これと同一通貨の為替予約を契約することにより、当該リスクをヘッジしております。

###### ③ ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引（為替予約）は実需の範囲内で行う方針としております。

## ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の残高とヘッジ対象である予定取引とは重要な条件がほぼ同じであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判断を省略しております。

(2) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額  
有形固定資産の減価償却累計額： 1,585,417千円
2. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は14,948千円であります。
3. 関係会社債権債務  
関係会社債権： 1,966,375千円  
関係会社債務： 12,189千円
4. 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。  
完成工事未収入金： 3,111,853千円  
契約資産： 244,795千円
5. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。  
売掛金： 679,372千円  
契約資産： 10,954千円

## 損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額： 50,940千円
2. 関係会社との取引高  
営業取引高  
売上高： 一千円  
仕入高： 一千円  
その他の営業取引高： 43,431千円  
営業外取引高  
預け金に係る利息等： 4,289千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,602,500	—	—	2,602,500
合計	2,602,500	—	—	2,602,500
自己株式				
普通株式 (注)	138,612	1,335	—	139,947
合計	138,612	1,335	—	139,947

(注) 自己株式の普通株式増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	48株
特定譲渡制限付株式返還による増加	1,287株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	542,055	220	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	627,951	利益剰余金	255	2023年3月31日	2023年6月30日

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	3,633
賞与引当金	169,022
未払事業税	26,408
賞与引当金に係る未払社会保険料	23,358
退職給付引当金	292,207
役員退職慰労引当金	28,396
完成工事補償引当金	4,829
工事損失引当金	15,598
有価証券退職給付信託拠出損	27,818
資産除去債務	11,343
その他	12,676
繰延税金資産計	<u>615,293</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△52,269
固定資産圧縮積立金	△12,622
その他	△9,159
繰延税金負債計	<u>△74,050</u>
繰延税金資産の純額	<u>541,242</u>

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.07%
住民税均等割等	1.31%
税額控除	△2.06%
その他	△0.34%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.93%</u>

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金調達の必要性が生じた場合には、主に銀行からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクの軽減を主眼とし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引の可否を決定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは自由であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権債務管理要領に従い、営業債権について、各支店・営業所の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクはほとんど無いと判断しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、決裁権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注3）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	311,445	311,445	—

（注1）「現金預金」「受取手形」「電子記録債権」「完成工事未収入金」「売掛金」「関係会社預け金」「工事未払金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### （注2）時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,650

(注4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金預金	1,451,964
受取手形	602,465
電子記録債権	537,579
完成工事未収入金	3,356,648
売掛金	690,326
関係会社預け金	1,966,375

## 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金は 又出資 金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	三井金属 鋳業 株式会社	東京都 品川区	42,178,634	機能材料 非鉄金属 自動車部品	(被所有) 直接 31.78	余剰資金の預入れ 営業上の取引 役員の兼任	余剰資金 の預入れ 利息の 受け取り	△445,710  4,289	関係会社 預け金	1,966,375

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

余剰資金の預入れについては、三井金属鋳業株式会社における関係会社預り金制度に基づくものであり、預け金に付される利息については、市場金利を勘案した上で、同社と利率を決定しております。

## 収益認識に関する注記

### (1)収益の分解

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	港湾	地中	陸上	計		
一時点で移転される財又はサービス	6,375,958	2,158,768	782,580	9,317,307	578,252	9,895,559
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,317,424	553,754	57,008	2,928,188	1,334,603	4,262,791
顧客との契約から生じる収益	8,693,382	2,712,523	839,589	12,245,495	1,912,856	14,158,351
売上高	8,693,382	2,712,523	839,589	12,245,495	1,912,856	14,158,351

- (注) 1. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。
2. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国際事業等を含んでおります。

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	港湾	地中	陸上	計		
工事	6,290,286	2,585,796	354,106	9,230,188	1,664,511	10,894,700
製品等	2,403,096	126,727	485,482	3,015,306	248,344	3,263,651
顧客との契約から生じる収益	8,693,382	2,712,523	839,589	12,245,495	1,912,856	14,158,351
売上高	8,693,382	2,712,523	839,589	12,245,495	1,912,856	14,158,351

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国際事業等を含んでおります。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載のとおりであります。

(3)当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	782,551	602,465
電子記録債権	447,846	537,579
完成工事未収入金	2,502,190	3,111,853
売掛金及び契約資産	591,575	679,372
	4,324,163	4,931,269
契約資産		
完成工事未収入金	340,513	244,795
売掛金及び契約資産	34,650	10,954
	375,163	255,749
契約負債	90,083	187,720

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが未請求の作業に係る対価に関連するものであります。当社では主に、工事契約に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社の権利に関係しております。契約資産は、権利が無条件になった時点で債権に振替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点です。

契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、87,431千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取扱いを行う工事の期間がごく短く代替的な取扱いを適用していた工事の工期延長及び工事原価総額の見積額の変更等)の額は、55,664千円であります。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

工事契約に係る収益に関して、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、製品等出荷に係る収益については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	2,726,316
1年超	241,585
合計	2,967,901

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,252円30銭
- 1株当たり当期純利益 365円00銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社 ナカボーテック  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永峯 輝一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田原 諭

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカボーテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

### 株式会社ナカボーテック 監査役会

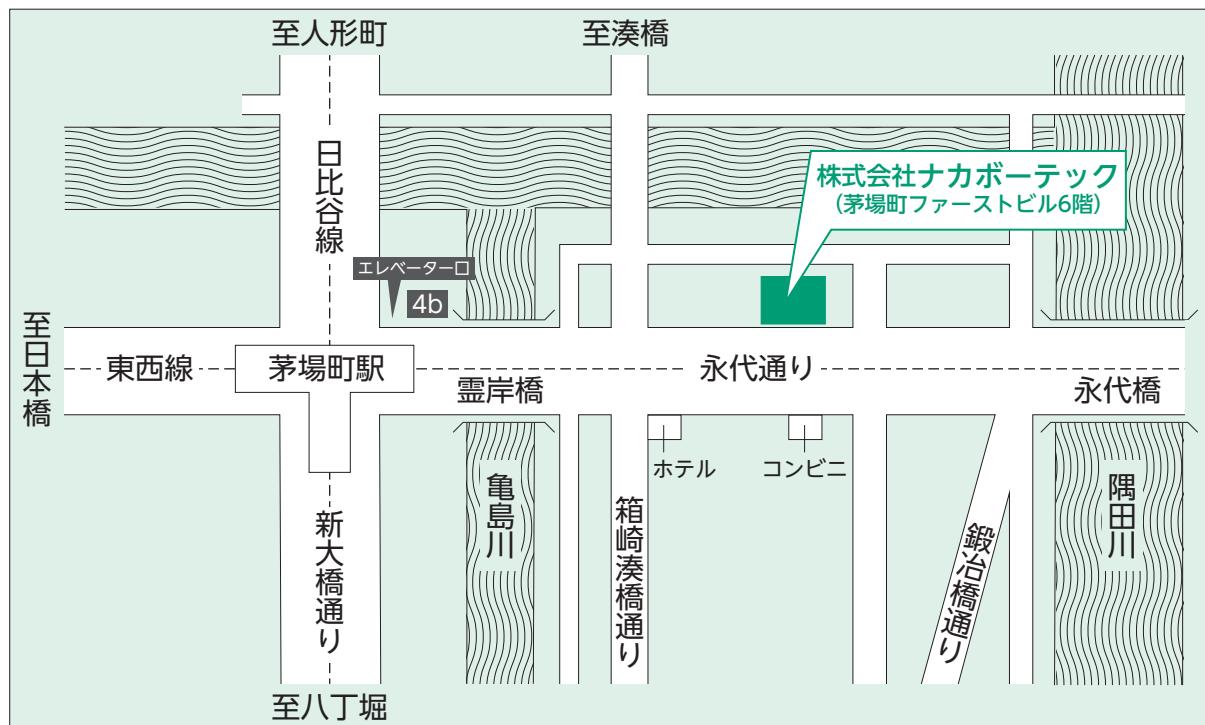
監査役（常勤）	高 原 一 紀	㊟
監 査 役	沓 内 哲	㊟
監 査 役	山 下 雅 司	㊟
監 査 役	小 畑 明 彦	㊟

(注) 監査役沓内哲、山下雅司及び小畑明彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区新川一丁目17番21号  
茅場町ファーストビル6階



交 通 ●東京メトロ 東西線・日比谷線 茅場町駅下車 (4 b 出口)